



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
2月14日
第384号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示	
保安林予定森林の通知(森林保全課).....	1
滋賀県農村地域への産業の導入に関する基本計画の変更(農政課).....	1
道路の供用開始(道路保全課).....	1
○ 公 告	
県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告(耕地課).....	2

告 示

滋賀県告示第61号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 湖南市三雲字大納言2198から2202まで、2202-1、2203-1、2204、2205、字ジリメキ2206・2209・2210・2213・2217・2218-1・2221・2225から2227まで・2229・2232-2・2233・2240から2243まで・2246(以上18筆について次の図に示す部分に限る。)、2211、2214から2216まで、2218-2、2219、2222、2228、2230から2232まで、2232-1、2234から2236まで、2236-1、2238、2244、2245、字尾登2323、2324、2325-1、2326-1、2327から2330まで、2331-1、2331-2、2332、2333-1、2334-1、2335-1、2336-1、2337-1、2338から2351まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第62号

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)第4条第1項の規定に基づき、令和5年1月31日に滋賀県農村地域への産業の導入に関する基本計画(平成31年滋賀県告示第121号)の一部を次のように変更したので、同条第6項の規定に基づき公表する。

(「次のように」は、省略し、変更後の滋賀県農村地域への産業の導入に関する基本計画は、滋賀県農政水産部農政課および各農業農村振興事務所農産普及課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県告示第63号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月14日から令和5年2月28日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
水谷彦根線	彦根市仏生寺町字寒谷32番1地先から 彦根市仏生寺町字寒谷34番地先まで	令和5.2.16 9時	L=102.8m

公 告

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営六地蔵地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 縦覧に供する書類 変更後の県営六地蔵地区土地改良事業の計画の概要
- 縦覧期間 令和5年2月14日から令和5年3月15日まで
- 縦覧場所 栗東市農林課
- 意見書の提出の方法等
 - 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
 - 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 縦覧期間満了の日
 - 提出先 滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課 〒525-8525 草津市草津三丁目14番75号

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営小脇地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 縦覧に供する書類 変更後の県営小脇地区土地改良事業の計画の概要
- 縦覧期間 令和5年2月14日から令和5年3月15日まで
- 縦覧場所 東近江市農村整備課
- 意見書の提出の方法等
 - 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
 - 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 縦覧期間満了の日
 - 提出先 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課 〒527-8511 東近江市八日市緑町7番23号